重要!

「種苗法」を守りましょう!!

「品種は貴重な財産」です

■熊本県育成品種は県民の大切な財産です。正規のルート（許諾先）で購入した種苗を用いましょう
■増やした熊本県登録品種の種苗を他人に譲渡してはいけません。
■熊本県登録品種の種苗を熊本県以外へ持ち出すことはできません。

種苗法に違反した場合、以下が科せられます。

罰金 最高1千万円以下（法人は最高3億円以下）　**懲役** 最高10年以下



熊本県内のみで栽培可：育成者権者（熊本県）
「熊本FC01（ホワイトトーチ）」「熊本FC02（ホワイトスワン）」

育成者権者（熊本県）
↓（許諾）
熊本県経済農業協同組合
↓（契約）
農協等
↓（球根の購入）
生産者
↓（分球・定植）
自己のほ場で栽培
↓
収穫
↓
市場等へ出荷





収穫物



自家増殖

生花を収穫した株から球根を掘り上げ、株分けや分球し、次作に親球根として使用する行為

重要

令和４年４月１日以降，自家増殖を行う場合は、熊本県に対して**届出が必要**です。

球根・分球



他の生産者等へ譲渡

熊本県登録品種の取扱いに関する情報は、熊本県農業情報サイト「アグリくまもと」や熊本県庁ホームページに掲載しております。

問合せ先
熊本県農林水産部生産経営局農業技術課
〒862-8570　熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
Tel:096-333-2380　Fax:096-381-8491